

高松市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年8月18日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 宮本和人
同 大塚寛

平成16年度定期監査結果報告等について

第1 環境部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
環境部	環境政策課 (環境施設対策室) 環境保全課 廃棄物指導課 環境業務課 (適正処理対策室)	平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行	平成16年4月26日から平成16年6月29日まで

なお、廃棄物指導課、環境業務課および環境保全課（高松市環境プラザ）については、平成16年度の備品管理状況、収入事務処理状況および公有財産管理状況の監査を実施した。

(2) 監査の方法

平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、平成16年度の備品管理状況、収入事務処理状況および公有財産管理状況の適正性について、環境業務センターおよび高松市環境プラザの現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 見積徴取伺決裁等の事務処理を適正に行うべきもの

ごみ収集カレンダー制作・発送業務委託、リサイクルプラザ設置リサイクル情報表示パソコンシステム賃貸借、河川等ダイオキシン類検査業務委託ならびに産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る処理対策および適正処理推進等業務委託の見積徴取伺決裁において、随意契約または連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものなどが見受けられた。

今後、これらの契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根

抛規定等を明記するなど，地方自治法施行令その他の関係諸規定に基づき，適正に事務処理されたい。

（環境政策課・環境保全課・廃棄物指導課）

イ 業務委託契約等の仕様書を適正に作成すべきもの

一般廃棄物陶最終処分場（第2処分地含む）埋立地除草業務委託，海水採取用船借上および不法投棄対策用監視カメラ看板作成委託に伴う見積徴取伺等の決裁には，仕様書が添付されておらず，また，不法投棄監視カメラ移設業務委託に伴う見積徴取伺決裁には，仕様書が添付されているものの，監視カメラの撤去・設置の方法その他の具体的な業務内容の記載がなく，委託業務等の範囲が明確に示されていないものが見受けられた。

今後，これらの契約を締結しようとする場合には，高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき，委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう，適正な仕様書を作成し，決裁に添付されたい。

（環境政策課・環境保全課・廃棄物指導課）

ウ 業務委託の見積徴取事務を適正に行うべきもの

一般廃棄物陶最終処分場（第2処分地含む）埋立地除草業務委託の見積徴取において，その徴取の相手方には，消費税法上の課税事業者と免税事業者がいたにもかかわらず，見積書に記載される見積金額に係る消費税及び地方消費税に相当する金額の取扱いを明確に示さないまま，これらの業者から見積徴取を行った結果，同一の条件および基準で見積られていない見積書で競争見積合せを行い，契約の相手方を決定しており，契約手続の透明性や適正性を欠いた事務処理となっているので，今後，見積徴取を実施しようとする場合には，見積業者に平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」の見積徴取通知書に定める見積書記載要領の周知徹底を行うなど，適正な事務処理に改められたい。

（環境政策課）

エ 委託契約書に適正な条項を盛り込むべきもの

契約の履行上の紛争を避け，履行の確保を図るために作成される契

約書の条項には、高松市契約規則第20条第1項各号に定める事項が盛り込まれていなければならないにもかかわらず、高松市一般廃棄物女木最終処分場整地、除草委託契約書は、契約金額の総額、検査に関する事項、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項その他当該委託契約の基本的事項が定められておらず、契約条項に適正性を欠いたものとなっているので、今後、契約を締結しようとする場合は、同規定に基づき、委託契約の基本的事項を盛り込んだ適正な契約書を作成の上、契約の相手方と約定されたい。

(環境政策課)

オ 花崗土購入に係る検収事務を適正にすべきもの

高松市一般廃棄物陶最終処分場のごみ埋立地覆土用花崗土購入の単価契約において、1件の発注金額が50万円を超えている購入代金の支払に当たり、高松市契約規則第30条第5項および第32条に規定する検収調書が作成されないまま、事務処理されているものが見受けられたので、今後は、同規則の関係規定に基づき、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。

(環境政策課)

カ 一者随意契約の業者選定理由を明確にすべきもの

保存版ごみ分別ガイドブック追加製作委託の見積徴取伺決裁では、一者随意契約の業者選定理由が記載されているものの、その理由には、特定の者に限られる合理・妥当性が認められず、事務処理上、適当ではないので、今後、一者随意契約による見積徴取をしようとする場合には、決裁に特定の者に限られる合理・妥当性のある具体的な業者選定理由を明記されたい。

(環境政策課)

キ ごみ処理施設管理運営事業負担金の算定基礎を明確にすべきもの

高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理施設(南部広域清掃センターおよび西部広域クリーンセンター)管理運営事業負担金に係る支出負担行為伺決裁には、組合管理者からの納入依頼書および市町負

担金一覧表が添付されているだけで、支出しようとする負担金の額の算定基礎が明確に示されておらず、その額の適正性や妥当性がわからないまま、事務処理されているので、今後、決裁には、負担金の額の適正性や妥当性を明確にするため、その算定基礎を示す資料を添付されたい。

(環境政策課)

ク 電子計算機器等賃貸借契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきものの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、リサイクルプラザ設置リサイクル情報表示パソコンシステム賃借に係る電子計算機器等賃貸借契約書の条項のうち、延滞金の条項の利率が変更前のもので約定されているので、今後、契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(環境保全課)

ケ 高松市生ごみ処理機等購入補助金交付事務を適正にすべきものの

高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第7条では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に、当該処理機の購入者、購入日、商品名、購入金額および販売店を確認することができる領収書などの書類を添えて提出しなければならないと規定しているが、実際の補助金交付事務では、購入者が明記されていないレシートの写しが添付された申請書を適正なものとして受け付け、購入者の確認が行われぬまま事務処理されているので、今後、同補助金を交付しようとする場合は、同規定に基づき、補助金交付申請書には、あて名の記載された領収書その他の購入者が確認できる書類を添付させ、購入者の確認を行うなど、適正な事務処理に改められたい。

(環境保全課)

コ 高松市リサイクル推進員活動事業の実績確認を適正にすべきものの

高松市リサイクル推進員活動事業(交付金交付対象事業)に係る補

助事業等実績報告書には、その関係資料として収支決算書が添付されているものの、交付の対象となっていた事業の実施結果報告書など事業内容の実績を示した書類の添付がなく、補助の実績（効果）を客観的かつ明確に把握できない事務処理となっているので、今後は、交付金交付対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則第8条その他の関係諸規定に基づき、各地区（校区）衛生組合協議会に対し、事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導するとともにこれらの関係書類により交付金交付対象事業の実績確認を適正に行われたい。

（環境保全課）

サ 高松市環境プラザの施設等使用許可手続を適正化すべきもの

高松市環境プラザでの実際の施設等の使用申請手続においては、申請先が高松市長のあて名になっていない様式を用いた使用申請書を適正なものとして受け付け、また、使用許可手続においては、使用許可書を交付せずに、使用許可をしているなど、高松市環境プラザ要綱の関係規定に沿った事務処理がされていないので、今後は、同要綱の規定改正を含め、実際の事務処理手続と要綱の関係規定の整合性を図るなど、適正な事務処理に改められたい。

（環境保全課）

シ 産業廃棄物処理業等許可手数料の調定手続を行うべきもの

歳入金を徴収しようとするときは、地方自治法第231条および同法施行令第154条第1項ならびに高松市会計規則第24条、高松市事務決裁規程第5条第1項および別表第1財務会計の表第1項の規定に基づき、調定行為をしなければならないにもかかわらず、産業廃棄物処理業等許可手数料の徴収において、調定決裁を受けないまま、その許可手数料を収納しているので、今後は、これらの規定に基づき、適正に調定手続を行われたい。

（廃棄物指導課）

ス 業務委託契約の業務内容を仕様書で適正に定めるべきもの

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る処理対策および適正処

理推進等業務委託契約の仕様書の業務内容と契約の相手方から業務完了後に提出された業務成果報告書の業務内容が合致していないにもかかわらず、委託業務が適正に履行されたものとして事務処理されているので、今後は、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、仕様書で業務内容を適正かつ明確に定めるとともに、それにより業務成果報告書の業務内容の履行確認を行うなど、同規則第30条第2項の検収も適正に行われたい。

(廃棄物指導課)

セ 設備保守点検業務委託契約の再委託の承認手続を適正に行うべきものの

環境業務センター給排水設備保守点検業務委託の仕様書では、契約締結の当初から受託者以外の第三者への再委託を想定しておらず、また、同委託契約書第14条では、受託者が契約の履行の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合は、あらかじめ書面によって、市の承認を得なければならないと規定しているにもかかわらず、実際の業務の履行に当たり、受託者は、市の第三者への再委託の承認手続を経ないまま、第三者に再委託を行っているので、今後、受託者が第三者に受託業務の一部を再委託しようとする場合には、契約締結後に受託者からその承認申請書を提出させ、それに基づき承認手続を執るなど、適正な事務処理を行われたい。

(環境業務課)

ソ 分別収集推進活動事業補助金に係る実績確認を適正にすべきもの

各地区衛生組合協議会から提出された分別収集推進活動事業補助金に係る補助事業等実績報告書の一部に、補助金交付対象事業の実施結果報告書など事業内容の実績を示した書類が添付されていないものや、収支決算書の収支項目の予算額と決算額が同額で、その信憑性に疑義を生じかねない内容になっているものが見受けられた。

今後、補助金交付事務を執行するに当たり、補助金交付対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則等の関係諸規定に基づき、各地区衛生組合協議会に対し、事業内容の実績を示した書類、収支決

算書その他の事業執行状況の関係書類を提出させるよう指導するとともに、必要に応じて、関係書類の個々具体的な検査を行うなど、補助事業の執行状況の確認や精算手続を適正に行われたい。

(環境業務課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) ごみ処理施設管理運営事業負担金支出負担行為何決裁の事務の簡素・効率化について

高松地区広域市町村圏振興事務組合の南部広域清掃センター事業負担金および西部広域クリーンセンター事業負担金に係る支出負担行為何決裁は、四半期ごとに年4回、市長決裁を受けて、事務処理しているが、これらの負担金は、同組合から提出される納入依頼書により、年度当初に、年間の負担金総額や四半期ごとの負担金額が定まっているので、今後は、事務の簡素・効率化の観点から、年間で一つの案件に集約した負担金支出負担行為何決裁を受けるなど、より効率的な事務処理方法を検討されたい。

(環境政策課)

(2) クリーン高松推進事業交付金の収支決算状況の確認について

各地区衛生組合協議会から提出されたクリーン高松推進事業交付金の補助事業等実績報告に係る収支決算書の一部に、収支項目の予算額と決算額が同額となっているものが見受けられた。

これらの収支決算書は、その信憑性に疑義を生じかねない記載内容となっているにもかかわらず、個々の収支状況に関する書類、帳簿等の関係書類の検査を十分に行わずに、適正なものとして精算手続がなされているので、今後は、必要に応じて、高松市補助金等交付規則等の関係諸規定に基づき、交付金の交付を受けた地区衛生組合協議会の収支状況関係書類の個々具体的な検査を行うなど、適正な事業執行状況の確認や精算手続がなされるよう、事務処理方法を見直されたい。

(環境保全課)

(3) 高松市環境プラザの施設利用促進について

平成15年7月に策定された新高松市行財政改革計画の重点取組項目の一つとして、市民の施設利用に係るニーズを把握し、施設の有効活用を図るとともに稼働率の向上を図ることを掲げ、施設利用者数等の向上に取り組むこととされているが、高松市環境プラザの来館者数その他の施設利用状況は、年々減少傾向にあり、施設利用者数等の向上への取組が十分になされていないように見受けられた。

今後は、高松市環境プラザの設置目的を踏まえ、環境問題への啓発と施設の有効利用の観点から、施設利用者数等の増加を図るため、出前講座を始めとする事業開催の機会を捉え、市民への施設利用の勧誘を行うなど、適時・適切かつ効果的に施設の利用促進を図り、利用者数等の向上に向けて、積極的に取組まれない。

(環境保全課)

(4) 廃棄物不法処理防止パトロール事業業務委託の見積徴取手続について

廃棄物不法処理防止パトロール事業業務委託の見積徴取手続では、廃棄物不法処理防止パトロールの種別ごとに単価契約とすることとされているにもかかわらず、当該委託契約の見積徴取の実施に当たり、パトロール事業全体の予定業務量に係る総額(総価)のみが記載された見積書を適正なものとして認め、競争見積合せを行っており、契約事務処理上、適正性に疑義を生じかねないものが見受けられた。

今後、同種の契約事務を執行する場合で、見積徴取を実施しようとするときは、契約内容の性質から単価によるべきものかまたは総価によるべきものかを十分に見極め、見積方法の種別を明確にするとともに、見積業者に対しては、見積説明会の開催時に、見積方法の種別を明確に示して、見積内容の周知徹底を行うなど、見積徴取手続が適正なものとなるよう、事務処理方法を見直されたい。

(廃棄物指導課)

第2 今回の監査を踏まえての総括的意見等

1 随意契約に係る見積徴取の事務手続について

各課で執行する随意契約に係る見積徴取の事務手続は、契約の相手方を決定するための前置・必須手続であり、入札における取扱いと同様に、その手続には、透明性や適正性・公正性の確保が厳守されなければならないが、今回の環境部および前年度の産業部の定期監査で、消費税法上の課税事業者と免税事業者の見積金額に係る消費税および地方消費税に相当する金額の取扱いを明確に示さないまま見積徴取を行った結果、同一の条件および基準で見積もられていない見積書で競争見積合せを行っているものや見積徴取伺決裁で単価契約とすることとされているにもかかわらず、総価で見積もられた見積書で競争見積合せを行っているもの、また、随意契約の予定価格（金額）は原則として秘密扱いとしなければならないにもかかわらず、見積業者への見積徴取通知書で予定価格（金額）を明記しているものなど随意契約に係る見積徴取の事務手続が適正に行われていない事例が見受けられた。

随意契約に係る見積徴取の事務手続について、随意契約を執行する各課にあっては、地方自治法、高松市契約規則等の関係諸規定および市の通達・通知に基づき、その事務手続が適正に行われるよう、事務手続の整理や見直しを検討するとともに、契約事務を総括的に所掌する課にあっては、各課で実施される随意契約の見積徴取に係る事務手続が適正に行われていない事例があることを踏まえ、全庁的に、適正な事務処理がなされるよう、周知徹底等を行われたい。

2 補助金等交付事業の実績確認について

補助金等交付事業の実績確認については、高松市補助金等交付規則等の関係諸規定に基づき、適正に行わなければならないが、今回の環境部および前年度の教育委員会教育部の定期監査で、要綱で定める実績確認の方法が適正に運用されていないものや補助事業等実績報告書に交付の対象となっていた事業の実績結果報告書など、事業内容の実績または成果を示した書類が添付されていないもの、また、収支決算書の収支項目の予算額と決

算額が同額であるにもかかわらず、その検査・検証を十分に行わずに、精算手続がなされているものなど、補助金等交付事業の実績確認に適正性を欠く事務処理が見受けられた。

補助金等交付事業の実績確認は、補助事業の執行実績および執行経費の精算その他の執行状況の具体的な検査・検証を内容とするものであり、補助金等の支出の透明性や適法性・公正性の確保の観点から、適正に行われなければならないものである。補助金等の交付事務を取り扱う課にあっては、高松市補助金等交付規則等の関係諸規定に基づき、毎年度繰り返し行われる交付事業であっても、その実績確認が適正に行われるよう、関係職員への周知徹底等を行うとともに、補助金等の交付事務を総括的に所掌する課にあっては、各課で行われる実績確認の事務手続が適正に行われていない事例があることを踏まえ、全庁的に、適正な実績確認の検査・検証がなされるよう、その事務処理体制の整理や見直しを検討されたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 レシートの発行承認手続等を適正に行うべきもの

(1) レシートの様式を適正なものに改めるべきもの

ア 改善を要する事項

レシートは、領収証に代わるものとして発行されるものであるため、その様式は、高松市出納員規則第2号様式に定める領収証の記載項目に準じた様式とすべきにもかかわらず、女木出張所および男木出張所の戸籍住民基本台帳手数料のレシートは、出納事務取扱責任者の職名が誤った表示になっており、記載項目が適正に表示されていないので、これらのレシートの様式を適正なものに改められたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成16年6月4日）

女木出張所および男木出張所の戸籍住民基本台帳手数料の収納に係るレシートについては、平成16年5月19日付けで出納事務取扱責任者の職名が正しく示された様式に改め、高松市出納員規則第5条第2項の印鑑等使用届により収入役への届出を行った。

（市民部市民課）

(2) レシートの発行承認手続およびレシートの様式表示を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

平和荘入浴料の収納の際に発行されるレシートは、高松市出納員規則第5条各項の規定による収入役の承認や届出が行われないうまま、使用されているので、同規定に基づき、収入役のレシート発行承認伺決裁を受けるなど、適正な手続を執られたい。

また、レシートは、領収証に代わるものとして発行されるものであるため、その様式は、高松市出納員規則第2号様式に定める領収証の記載項目に準じた様式とすべきにもかかわらず、平和荘の入浴料のレシートには、発行機関名の表示がなく、記載項目が適正に表示されていないので、レシートの様式を改められたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成16年6月18日）

平和荘入浴料の収納の際に発行されるレシートについては、高松市出納員規則第5条第1項ただし書の規定により、平成16年5月19日付けで、収入役の発行承認を得た。

また、レシートの様式も、平成16年6月2日付けで発行機関名を表示するなど、適正なものに改め、同条第2項の印鑑等使用届により収入役への届出を行った。

（市民部市民生活課）

2 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、高松市立駐車場管理委託および瓦町駅地下駐車場場内誘導業務委託の契約締結伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの業務委託契

約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月7日）

高松市立駐車場管理委託に係る仕様書については、平成16年度から委託業務の内容を明確に示したものを作成し、決裁に添付した。

なお、瓦町駅地下駐車場場内誘導業務については、平成15年度で終了し、平成16年度は委託契約をしていないため、仕様書は作成していない。

（都市開発部都市再開発課）

3 高松市平和公園除草・清掃業務委託の仕様書を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市平和公園除草・清掃業務委託見積徴取伺決裁に添付されている仕様書は、主な業務内容、委託期間および実施場所が記載されているだけで、除草・清掃の方法、実施回数等委託業務の履行方法、対象区域の面積など具体的な委託業務の範囲が示されていないので、今後、委託契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、適正な仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月18日）

高松市平和公園除草・清掃業務委託の仕様書を平成16年5月25日付けで除草・清掃の方法、実施回数等委託業務の履行方法、対象区域等、具体的な委託業務の範囲を明示したものに改め、決裁に添付した。

（市民部市民生活課）

4 行政財産の目的外使用許可に係る決裁行為等を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号ならびに高松

市事務決裁規程別表第1管財および用品の表第2項では、行政財産の目的外使用許可（内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。）に係る事案の決裁については、管財課長等の審査および市長決裁を受けなければならないと規定しているが、高松市斎場公園の喫茶コーナー等の使用に係る行政財産の目的外使用許可等伺決裁では、これらの審査等を受けていないので、今後、決裁を受けようとする場合には、関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該許可に伴って、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、同台帳が調整されていないので、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月18日）

平成16年度高松市斎場公園の喫茶コーナー等の使用に係る行政財産の目的外使用許可等伺決裁において、管財課長等の審査および市長決裁を受け、高松市文書規程その他の関係諸規定に基づいた事務処理に改めた。

また、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定による行政財産使用許可台帳の調整も行った。

（市民部市民生活課）

5 物品購入（修繕）伺ならびに請求書による債権者からの請求金額の支払期日を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

物品購入および修繕のうち、物品購入（修繕）伺ならびに請求書によって債権者に請求金額を支払う場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定により契約の相手方が請求書を提出した日から15日以内に支払わなければならないが、その支払期限を遵守していないので、同条の規定に基づき適正な処理をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月22日）

物品購入（修繕）何ならびに請求書によって債権者に請求金額を支払う場合は、平成15年11月から、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定により契約の相手方が請求書を提出した日から15日以内に支払うよう改めた。

（市民病院庶務課）

6 不用物品の処分業務委託に係る契約書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

不用物品（医療備品、管理備品等）の処分業務委託は、請書によって事務処理しているが、同物品は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当することから、同法施行令第6条の2第3号に規定する委託契約書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月22日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分業務委託については、平成15年12月10日付けで同法施行令第6条の2第3号に規定する委託契約書を作成した。

（市民病院庶務課）

7 臓器撮影台の購入に係る支出予定金額の増額措置手続を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

臓器撮影台の購入に係る支出負担行為何決裁において、その契約金額は予算金額を超過しているにもかかわらず、支出予定金額の増額措置手続がとられていないので、予算超過支出の必要がある場合には、支出予定金額の増額の決裁を受け、その根拠を明確にするなど適正な事務手続を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月22日）

平成15年7月31日以降、予算超過支出の必要がある場合には、支出予定金額の増額の決裁を受け、その根拠を明確にするなど、適正な事務手続に改めた。

(市民病院庶務課)

8 随意契約の予定価格(金額)の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約事務処理要綱第35条第2項では、入札における予定価格は、同要綱附則第3項に規定する工事などの請負や測量などの委託に係る一般競争入札や指名競争入札の場合を除き、秘密扱いとすることが規定され、競争見積合せによる随意契約の予定価格(金額)も、建設工事やこれに類する除草などの委託業務を除き、入札における取扱いに準じて運用しなければならない。

しかしながら、中央卸売市場清掃業務委託および貯水槽清掃業務委託の見積徴取通知書(見積徴取に係る業者への参加依頼書)では、予定価格(金額)を明記し、当該業者に提示しており、その取扱いが遵守されていないので、今後は、同規定の趣旨に基づき、適正な事務処理に改められたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成16年8月10日)

中央卸売市場清掃業務委託および貯水槽清掃業務委託の競争見積合せによる随意契約の予定価格(金額)の取扱いについては、平成16年度から見積徴取通知書(見積徴取に係る業者への参加依頼書)に明記しないこととした。

(産業部中央卸売市場業務課)

9 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

中央卸売市場場内には高松市中央卸売市場水産物部清掃協力会が所有する溶融炉(発泡スチロール減量化熱処理装置)が設置されているが、

高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしていないまま使用させているので、同規定により、設置者から使用許可申請書を提出させ、その使用許可を行うなど、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年8月10日）

溶融炉の設置に係る行政財産の目的外使用許可については、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定により、溶融炉の設置者から平成16年2月26日付けで行政財産使用許可申請書を提出させ、その使用許可を行った。

（産業部中央卸売市場業務課）

10 補助金交付事務を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度高松市中央卸売市場清掃協力会補助金交付決定伺決裁には、補助金交付先の決定、交付予定総額およびその交付方法が記載されているだけで、補助対象となる事業および経費の基準、交付する補助金の算定方法等が明確に示されておらず、客観性や透明性を欠く事務処理となっているので、今後は、補助金交付の根拠が明確になるよう、決裁には交付予定総額の算出基準等も記載されたい。

また、当該補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として、概算払をしているにもかかわらず、決裁には、同項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年8月10日）

平成16年度から高松市中央卸売市場清掃協力会補助金交付決定伺決裁に交付予定総額の算出基準等を記載するとともに、当該補助金を概算交付する理由を明記した。

（産業部中央卸売市場業務課）

11 水産物棟下水処理施設の産業廃棄物処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

水産物棟下水処理施設清掃業務委託は、その業務内容に沈殿槽の汚泥吸引作業（汚泥処理を含む。）があり、産業廃棄物の処理業務に該当するにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および同法施行令に定める受託者への産業廃棄物管理票の交付および同票の写しによる廃棄物処理の確認ならびに必要事項が条項に盛り込まれた契約書の作成が行われておらず、産業廃棄物の排出事業者としての責務を適法に果たしていない。

今後は、産業廃棄物対策事務を所掌する課の指導も受けながら、同法その他の関係法令の規定に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、事務処理手続を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年8月10日）

平成16年度から水産物棟下水処理施設清掃業務委託に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および同法施行令に定める受託者への産業廃棄物管理票の交付および同票の写しによる産業廃棄物処理の確認ならびに必要事項が条項に盛り込まれた契約書を作成し、契約を行った。

（産業部中央卸売市場業務課）

12 植栽帯管理業務委託契約等の委託料の支出方法を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度中央卸売市場植栽帯管理業務委託、生鮮食料品流通情報提供事業委託および統計情報システム保守業務委託の見積徴取伺決裁では、高松市会計規則第81条第1項第2号の規定を根拠として、当該契約締結時等に契約金額の50パーセントを前金払することとしている。

しかしながら、これらの契約は、前金で支払をしなければ契約し難い内容のものではないので、今後、これらの委託契約を締結しようとする場合の支出方法は、完了払とするよう改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年8月10日）

中央卸売市場植栽帯管理業務委託，生鮮食料品流通情報提供事業委託および統計情報システム保守業務委託の委託料の支出方法については，平成16年度から完了払に改めた。

（産業部中央卸売市場業務課）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 診療費未収金の収納管理について

(1) 意見を付した事項

過年度分に係る個人負担分の診療費の未収金は，近年増加傾向にあることから，未収金処理マニュアルに定めた督促・催促を効果的に行い，より一層の未収金回収に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月22日）

診療費未収金の収納管理については，これまでも未収金マニュアルに基づき，院内での納付相談・催告および電話・封書による催告を行うなど未収金の縮減に努めているが，より一層実効性あるものとするため，本年4月に市民病院未収金収納対策実施計画を策定し，これに基づき，滞納原因等を調査，分析するとともに，訪問徴収や保証人に対しても納付を促すなど，より効果的な収納対策に努めている。

（市民病院医事課）

2 オーダリングシステム導入に伴う医事業務等委託契約の業務内容の見直しについて

(1) 意見を付した事項

平成14年8月からオーダリングシステムを導入したことにより，会計伝票類の簡素・合理化や薬引換券の省力化等が図れることから，医事業務，外来および診療科受付業務等に係る委託契約の業務内容の見直しをより一層努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月22日）

オーダリングシステム導入に伴い医事業務の見直しを行い、これまで委託業務としていた窓口での薬引換券の付与、処方箋の薬局への送付、請求書への投薬引換券の添付事務などを委託契約の業務内容の範囲から除外し、平成15年度の医事業務等委託契約（仕様書）では、これらの医事業務を対象としないこととした。

（市民病院医事課）